

神戸シルバー大学院研究報告 5 5

「在留外国人と共に生きる」



SGS(Silver Graduate School)

神戸シルバー大学院 17 期生

研究グループ「お話ファン」

代表 原田 亮

岡 君子・中西喜由・藤本保士

令和 4 年 3 月

「さらに学んで次世代のために」

も く じ

| | |
|------------------------------|----|
| はじめに..... | 5 |
| 「第一部」 | |
| 1 日本国の現状と課題 | 6 |
| i 少子高齢化 | 6 |
| ii 格差社会 | 7 |
| iii 移民を認めない国の方針 | 7 |
| iv 日本人の中にある単一民族意識 | 6 |
| v 新型コロナ問題 | 6 |
| 2 在留外国人をめぐる問題 | 6 |
| i 在留外国人に関する定義 | 8 |
| ii 歴史的背景 | 8 |
| iii 在留外国人の現状 | 9 |
| iv 在留外国人に係る法整備 | 9 |
| v 在留外国人の貧困・犯罪 | 10 |
| 3 在留外国人急増の状況 | 11 |
| i 外国人増加の状況 | 11 |
| ii 様々な在留資格と資格別在留外国人の状況 | 12 |
| iii 技能実習生の現状と課題 | 13 |
| ア ベトナム技能実習生との交流 | 13 |
| イ ベトナム監理団体社員との懇談 | 14 |
| iv 留学生の現状と課題 | 15 |
| v 介護関係者の現状と課題 | 17 |
| {第二部} | |
| 4 在留ベトナム人に焦点化しての研究 | 16 |
| i 在留ベトナム人に焦点化する理由 | 16 |
| ii 「ベトナム人社会“外”」からの接近 | 16 |
| ア 日本国としての動き | 17 |
| イ 兵庫県の施策 | 17 |
| ウ 神戸市における施策 | 20 |
| エ 研究者からの学び | 20 |

| | | |
|-------|--------------------------------|----|
| iii | ベトナム人社会そのものへの接近 | 22 |
| ア | ベトナム・テトの見学 | 22 |
| イ | 神戸ベトナム人会ファミリーとの接触 | 22 |
| ウ | ベトナム人会会長との懇談 | 23 |
| エ | ベトナム出身就業者との交流 | 24 |
| オ | ベトナム人会主催の「日本語教室」「親と子の会」などの見学 | 25 |
| カ | 日本語学校の訪問 | 26 |
| キ | ベトナム寺への訪問 | 29 |
| iv | 在留ベトナム人の現状と課題 | 29 |
| 5 | コロナ禍における在留外国人問題 | 31 |
| i | 来日できない留学生や技能実習生 | 31 |
| ii | 帰国できない在留外国人 | 31 |
| iii | コロナ下で急増した失踪者 | 32 |
| iv | 在留外国人による犯罪増加 | 33 |
| v | 行政の対応 | 34 |
| 「第三部」 | | |
| 6 | 「在留外国人と共に生きる」ために | 35 |
| i | コミュニケーション支援 | 35 |
| ii | 生活支援 | 36 |
| iii | 多文化共生の地域づくり | 36 |
| iv | 先進地域における多文化共生 | 36 |
| ア | 静岡県浜松市の取り組み | 37 |
| イ | 東京都世田谷区の取り組み | 37 |
| ウ | 広島県安芸高田市の取り組み | 37 |
| v | 必要なことは何か（「在留外国人と共に生きる研究」からの学び） | 38 |
| ア | 受け入れ側にとって必要なこと | 38 |
| イ | 在留外国人にとって必要なこと | 40 |
| | おわりに | 40 |
| ★ | 関連図書・資料 | 42 |

はじめに

2019年1月に「外国人人口初の2%超え」の記事が目にとまった。「日本に住む外国人の数は今年1月1日現在で約266万7千人となり、日本の総人口約1億2,744万4千人に占める割合が初めて2%を超えた」というのだ。確かに、東京都新宿などで道路を歩いていると数秒に一人の外国人に出会うことを実感する。今後ますます外国人が増加するだろうと見通されている中で、在留外国人問題は新たな局面に向かいつつあることを痛感する記事であった。それに加えて、同年4月には在留資格「特定技能」が創設された。これは、日本における深刻な少子高齢化に伴う人手不足に対応するため、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人を受け入れる制度である。まさに、国を挙げて外国人労働者を必要としていることを示す法制定といえよう。一方で、2019年はラグビーワールドカップに象徴されるように、スポーツ界における在留外国人の活躍が目立ち、彼らの活躍を通して在留外国人の存在が非常に近いものとなった年でもあった。

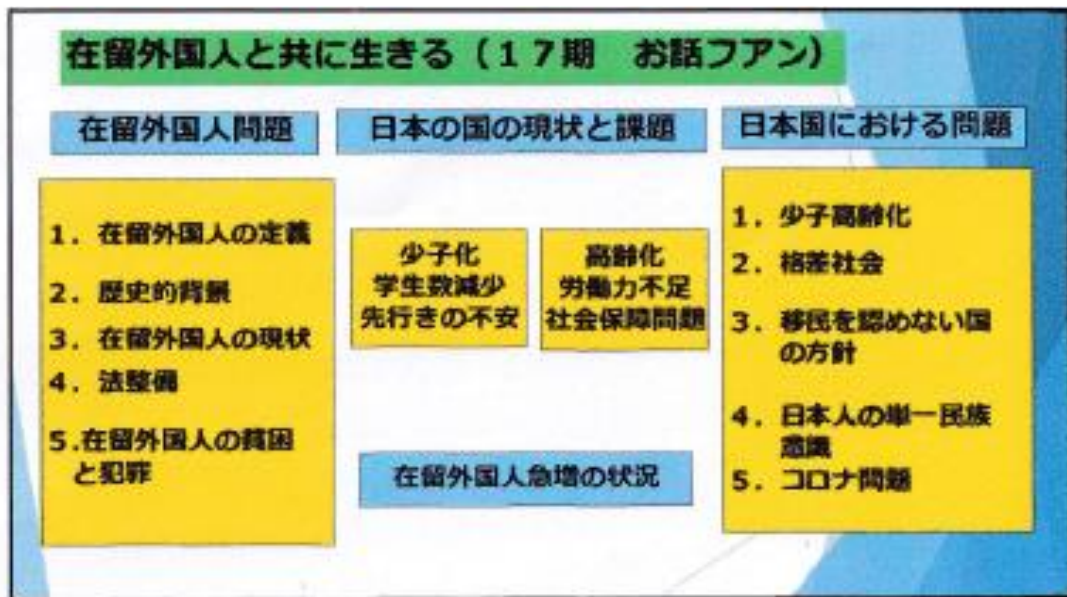
こうした動きの中にあってもなお、「在留外国人労働者」に対する様々な問題点も指摘されている。「差別され、ひどい扱い」を受けている労働者や過酷な労働条件が放置されている問題、過大な負債を背負ったまま働き続ける労働者等々、問題は尽きることがない。我が国において在留外国人問題から目を逸らしてこれからの時代に対応することは不可能といえる。そこで、「在留外国人と共に生きる」をテーマに4名の有志が集まり共同研究することとなった。

わたしたちが共同研究を進めていくために「共通理解したこと」は、わたしたちが目を向ける外国人は、我が国において経済的な問題や子どもの教育、言語の習得等において貧困状態に苦しんでいる在留外国人であることであった。また、「在留外国人と共に生きる」ためには、彼らの生活や人権をサポートしていく必要があること、わたしたちの究極の研究目的である「さらに学んで、次世代のために」は在留外国人問題が重要課題となることは必定であり、この問題を避けて通ることは出来ないこと等々であった。とはいえ、在留外国人問題は諸外国との関連を抜きにして語れないが、そうした外交問題や国の施策を問うには、わたしたちの限界もある。あくまでも実践可能な範囲で、しかも兵庫県や神戸市という地元を根を下ろした研究を進めていきたいと考えている。

特に、今回の研究の最中、コロナ禍によるさまざまな課題が明らかになってきた。在留外国人にとっても、コロナ禍による影響が非常に大きく浮き彫りにされている。こうした影響を考慮し、後半ではコロナ禍における在留外国人問題について論及するとともに、とりわけ神戸市との関わりが深い在留ベトナム人に焦点を当て、わたしたちともつながりを深めていきたい。在留外国人問題は政治の影響を受けるし、時代の流れにも敏感に反応していく。こうした流れに即応し、「共に生きる」ために何が必要か、何ができるかを研究していくこととした。

「第一部」

下記のマトリックスでは、左側で在留外国人問題について5つの明らかにすべき項目を示し、右側には受入側である我が国における5つの問題点を記している。中央にはこうした問題をもとに日本の国が在留外国人を受け入れざるを得ない現状と課題を示し、在留外国人急増という現実の中で、本研究では、在留外国人と共に生きるために何が必要かに迫っていきたい。



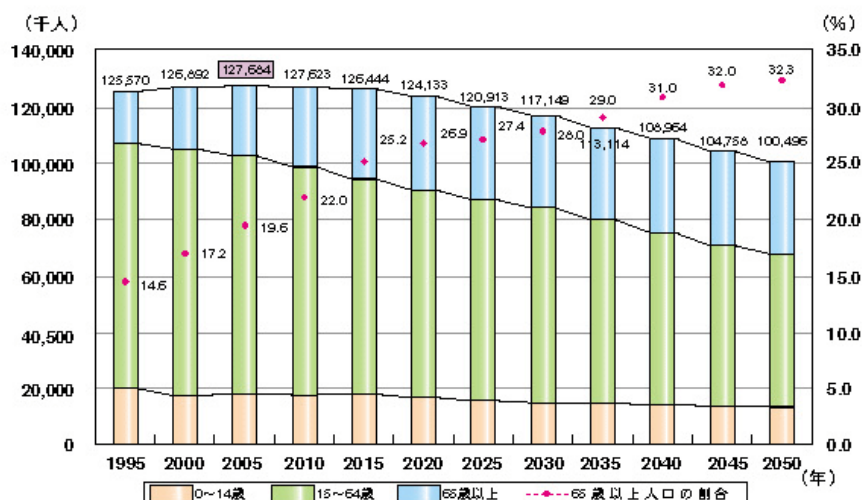
1 日本国の現状と課題

在留外国人問題は、日本における様々な問題と直結してくる。特に、少子高齢化問題、移民を認めようとするしない国の方針、日本の中で根強い単一民族意識、そして現在全世界を直撃している新型コロナ問題、こうした様々な問題が在留外国人の生活を脅かしているのである。

i 少子高齢化

我が国の少子高齢化は非常な勢いで進行している。

図表② 日本の将来推計人口



人口に占める高齢者の割合が増加する「高齢化」と、出生率の低下により若年者人口が減少する「少子化」が同時に進行すると少子高齢化社会となる。約40年後までに、65歳以上の人口は、ほぼ横ばいで推移する一方で、20歳～64歳の人口は、大幅に減少し、高齢化率は約10%程度上昇する（2020年29%→2060年38%）ことが見込まれている。このことによる影響は社会への様々な分野で現れてくるだろう。その結果、在留外国人の急速な増加という事実が目の前に現れている。

ii 格差社会

こうした少子高齢化の進行とともに、我が国においては格差問題が顕著となっている。特に、貧困層として増加しているのが高齢者層と一人親世帯である。また、正規社員と非正規社員、都市と地方の地域格差等、随所に格差社会のひずみが出てきている。こうした格差を埋める、または解消する方途として在留外国人が利用されている現状がある。

iii 移民を認めない国の方針

しかしながら、日本の国は「移民を認めない」方針を取り続けている。本来、移民とは、国連経済社会局によると、多くの専門家が移住の理由や法的地位に関係なく、定住国を変更した人々を国際移民とみなすことに同意している。けれども、某保守党の「労働力確保の特命委員会」による定義では、「移民＝入国時に永住権を持っている者」であり、「就労目的の者は移民ではない」としている。そもそも移民の定義からして国際社会の認識とは完全にズレている。事実としては移民でありながら、移民として認められないために在留外国人が受ける不当な取扱いが顕著となっている。（李節子解説：ウィキペディア参照）

iv 日本人の中にある単一民族意識

忘れられないのは、2019年1月13日麻生太郎財務相が選挙区で語った「2000年にわたり、一つの国で、一つの民族、一つの王朝が続く国は日本だけ」という発言である。日本人の中に根強く残る「日本は単一民族の国」という意識が在留外国人問題を複雑にしている。

v 新型コロナ問題

また、2020年から世界的規模で突然感染拡大した新型コロナ問題は、在留外国人の生活を脅かすものとなっている。コロナ禍にあって在留外国人が受けたマイナス面の影響は計り知れない。帰国したくとも帰国できない状況、期間が限られている在留資格、やむなく犯罪等に走る在留外国人といった問題が明らかになってきている。

2 在留外国人をめぐる問題

上記のように様々な問題を孕みつつも増加し続ける在留外国人とは、そもそもどのような外国人をいうのか、日本において在留外国人の過去と現在はいかにつながっているのか、法的な整備はどのように進んでいるのか、現在どのような課題があるのか等について、以下に述べていきたい。

i 在留外国人に関する定義

在留外国人の定義としては、法務省の統計によると、3ヶ月以上の中長期在留者に、旧朝鮮半島、台湾出身者の特別永住権者を加えた国内在住外国人とされている。従って、短期の旅行者は含まれていない。

なお、「特別永住者」とは、1991年（平成3年）11月1日、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（入管特例法）の施行により、第二次世界大戦終結の1945年（昭和20年）9月2日以前から引き続き日本に居住している平和条約国籍離脱者（韓国・朝鮮人及び台湾人）とそれらの人たちの子孫を対象に定められた在留の資格である。

ii 歴史的背景

日本における外国人には、「出入国管理及び難民認定法」によって在留資格が定めら

れ、「外国人登録法」によって外国人登録が行われる。1980年代前半まで、日本における外国人登録者の大半は歴史的背景を持つ朝鮮半島出身の在日韓国・朝鮮人等で、いわゆる「特別永住者」であった。その人口構成は日本人同様に高齢化、少子化が急激に進んでいる。一方、1980年代後半以降東南アジア、南米出身の人口が急増している。日系ブラジル人に代表されるその人口構成は、20歳代から30歳代の生産年齢人口に集中し、定住化・永住化傾向が顕著である。また、日本人との国際結婚が急増、親が外国人の子どもが急増している。(李節子解説：ウィキペディア参照)

iii 在留外国人の現状

こうした従前の在留外国人に対して、近年、我が国における労働力確保のための在留外国人の位置づけが急速に進んでいる。

一方で、受け入れ側である日本人の問題、在留期限を過ぎての不法滞在者問題、在留外国人に対する行政の啓発不足問題、在留外国人と住民とのトラブル問題等々、多くの課題を抱えつつ進んでいるのが現状といえる。

iv 在留外国人に係る法的位置づけ

外国人問題を問う際に、「永住」と「帰化」という言葉に出会う。

「永住」権とは、外国人が在留期間を制限されることなく、日本で住み続ける権利のことである。在留資格を持っている外国人が、永住権を得るためには、入国管理局に対して永住許可申請を行う。永住権を得ても、日本の国籍を取得するわけではないので、選挙権、被選挙権はなく、警察、役所などの公的機関への就職はできない。ただし、自治体と密接な関係を持っているとして、永住権を持つ外国人にも、一部選挙権や公務員としての就職が認められている場合もある。

注意すべきことは、ビザ(査証)を取得していても、再入国許可を取得しないまま、1年を超えて日本を離れたような場合には、永住権を取り消されることである。また、犯罪などでも永住権を取り消される場合もある。

ところで、「永住者」と「定住者」の違いも明確にしなければならない。「永住者」とは、永住権を持ち、その生涯を我が国に生活の本拠を置いて過ごす者をいう。この場合の在留資格には行動の制限はなく、在留期間も制限がない。永住許可の原則として、長期の期間(一般的には10年程度)我が国に在留し、「素行善良」「独立生計維持能力」などの要件を満たし、法務大臣がその者の永住が我が国の利益に適うと認めた時に限り許可される。それに対して、「定住者」は身分上の変更、例えば「日本人の配偶者等」からの申請が最も多い。「定住者」のメリットは「日本人の配偶者」と比較した場合、夫の死別や離婚との事態が生じて、安定した在留ができる(但しこの場合、在留

の最長期間は5年)。また、就労に関する制限もない。日系3世や外国人配偶者の連れ子等は「定住者」に含まれる。

次に「帰化」とは、外国人が日本の国籍を取得することである。複数の国籍を持つことができる国もあるが、日本では国籍は一つしか認められていないので、日本に帰化したら、今持っている国籍を放棄することになる。帰化すると、国籍上日本人になるので、ビザの更新や届出はなくなる。また、選挙権や被選挙権を持つことができ、就労についても制限がなく、どんな仕事にも就くことができる。帰化するためには、法務局に申請を行わなければならない。

また、「難民」と「移民」という言葉もよく目にする。

「難民」とは、迫害のおそれ、紛争、暴力の蔓延など、公共の秩序を著しく混乱させることによって、国際的な保護の必要性を生じさせる状況を理由に、出身国を逃れた人々を指す。難民の定義は1951年難民条約や地域的難民協定、さらには国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）規程でも定められている。

国際移民の正式な法的定義はないが、多くの専門家は、移住の理由や法的地位に関係なく、定住国を変更した人々を国際移民とみなすことに同意している。3カ月から12カ月間の移動を短期的または一時的移住、1年以上にわたる居住国の変更を長期的または恒久移住と呼んで区別するのが一般的である。

しかしながら、我が国においては、先の「1 iii 移民を認めない国の方針」に述べた通り、実質的には移民同様の暮らしをしていますが、法的には認められない矛盾を露呈している。

v 在留外国人の貧困・犯罪

在留外国人における貧困問題を論じる際に、視点を区分しなければならない。まず、近年における「留学生の貧困問題」、次に「技能実習生における貧困問題」、最後に1989年入管法改正に伴うブラジルやペルーの日系人の流入による「外国籍の子どもの貧困問題」である。

留学生の場合は、「日本に行けば日本語学校の寮に住んで、勉強しながら月20万円稼げる」という斡旋業者の甘言に乗って、ひらがなさえも書けないレベルで留学生として日本に来る人もいる（「コンビニ外国人」P12）という事例にあるように、100万円近くの借金をして来日する留学生もいる。出入国管理法で定められた「原則的に週28時間まで」という労働時間の上限に従うならどんなに働いても月10万円程度が限度である。そうした留学生の貧困度は厳しいものといえる。

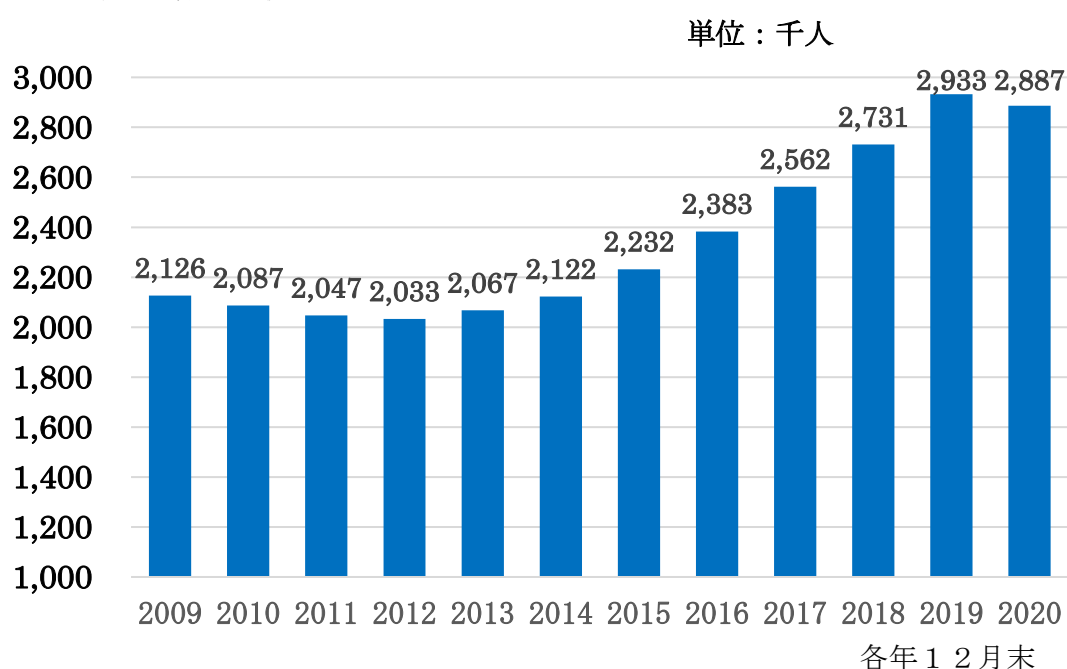
技能実習生の場合は、基本的に働く場所と給与は保障されているが、勤務場所の内容や人間関係からそうした場所を離れた場合、不法滞在者とみなされ、貧困への転落は避けられない。

外国籍の子どもの貧困問題については、横浜国立大学准教授田中稲子の「外国籍等の子どもの貧困問題にみる多文化共生への課題」論文によると、調査結果を踏まえて次の5つに整理されている。①教育等に関する知識・関心不足と子どもの孤立感増大、②親子間の言葉の乖離と関係断絶、③将来に向けた選択肢の多様性の欠如、④呼び寄せに伴う進学問題、⑤制度へのアクセスの困難さと行き届かない支援情報、などが貧困問題を複雑化しているとされている。

犯罪問題については、政府が外国人労働者の受け入れを急ぐ中、治安の悪化を懸念する声があがっているが、実際には近年増え続けている外国人数と刑法犯摘発数とは比例していない。むしろ、体感治安と実態とのずれが生じる背景には、文化や生活習慣の違いによる誤解があるとみられる。例えば、ごみ出しや騒音に関する苦情といった類である。一方、福岡に住む30代のベトナム女性の談話にあるように、「ベトナムの送り出し団体に『楽に稼げる』と騙され来日し、過酷な職場から逃げて犯罪に走るケースが多い」との見方もある。

3 在留外国人急増の状況

i 外国人増加の状況

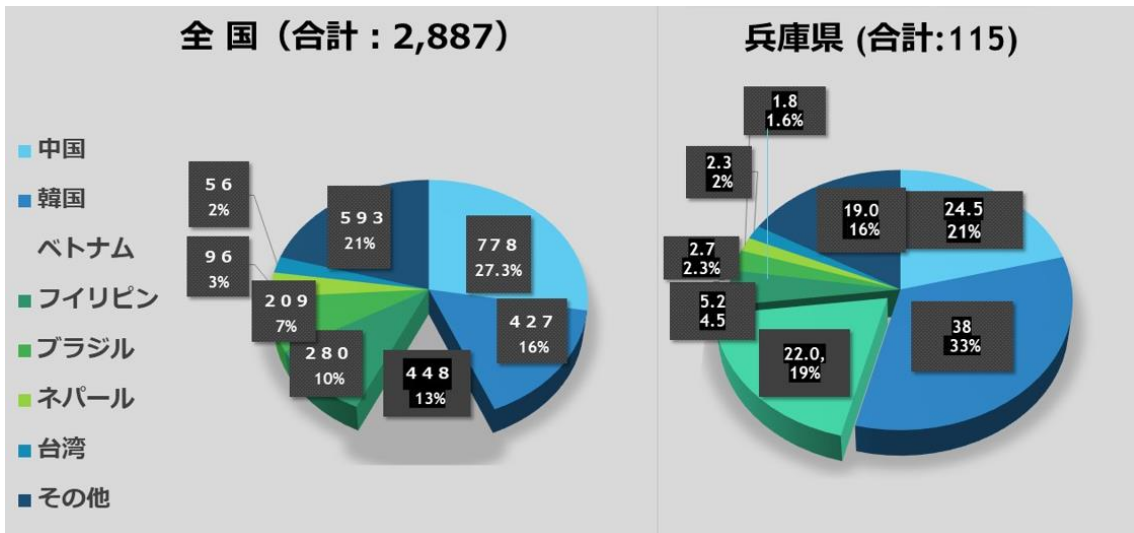


グラフにある通り、2012年度までは徐々に減少していたが、それ以降は増え続けている。2012年度まで減少が見られたのは、在留外国人の多くを占めていた韓国等の「特別永住者」が高齢化して減少してきたためでもある。「特別永住者」の高齢化はその後も続いているが、それを上回って新たな在留外国人が増加してきたのである。

出身国、地域別に分けて見ると、中国 778 千人、韓国 427 千人、ベトナム 448 千人、フィリピン 280 千人、ブラジル 209 千人、ネパール 96 千人、台湾 56 千人、その他 593 千人となっている。

出身国別在留外国人数

(千人 2020年12月現在)

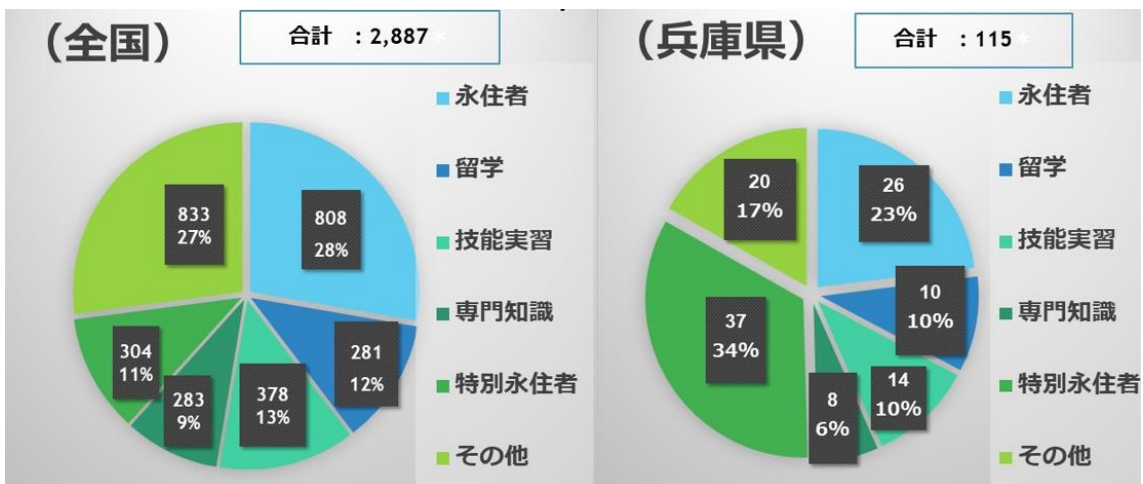


ii 様々な在留資格と資格別在留外国人の状況

在留資格別に見た外国人の数は、2020年12月、現在永住者 808 千人、留学 281 千、技能実習 378 千、専門知識 283 千、特別永住者 304 千、その他 833 千で合計 2,887 千人となっている。

在留資格別外国人数

(千人 2020年12月現在) 介護はその他に含む



注目すべきは「技能実習」「留学」「介護」の3資格である。3資格とも日本の経済、文化、厚生分野において深く関係がある。特に「技能実習生」と「留学生」は激増している。なお、介護は現在のところ少数であるため、グラフでは「その他」に含めている。

それぞれの在留期間については、先ず留学生は最長4年3ヶ月で、技能実習生は3年を基本として優良認定されると、5年の延長も可能となる。また、その後も、特定技能制度への資格変更ができ、最長で10年間の在留が可能となる。介護の場合は、国家試験に合格し、資格を得れば、在留は半永久的に可能となる。

iii 技能実習生の現状と課題

「技能実習」資格とは、開発途上国の人々に実際の仕事を通じて技能の移転をすることが本来のねらいあるいは目的であるが、結果的には国内労働力の補完ともなっている。1993年に創設された制度「研修」を見直し、2010年に作られた制度で在留資格の名称は「技能実習」である。技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用される。

ア ベトナム技能実習生との交流

技能実習生の実際を知るために、兵庫県多可町で「小倉製菓」に従事するニューさんとヴィンさんにお会いし、職場の様子等を聞くことができた。「小倉製菓」では、菓子類の袋詰め作業が主たる仕事である。二人は2017年、技能実習生として来日し、2020年6月に帰国予定であったが、新型コロナのために、帰国が延期とされている。ここでは、技能実習生11名が採用されており、会社が確保した宿舎で生活している。全員が女性で2班に分かれ、民家2軒で生活している。二人の年齢は26歳前後の様子。給料はベトナムの初任給比5倍ぐらいとのこと。二人とも、実家に半分位仕送りしている。週休2日制で医療保険等も確保されており、日本では快適な生活を送っている。超過勤務手当も支給され、月収は多い月で22万円位になるとのこと。お一人の方は、家族のために家を建てるのが目的だったが、3年間の仕送り金を親が貯めていてくれて、それで実家の家を作ることができたと話した。二人とも、さらなる日本語の能力の向上のために努力している。日本語能力試験は、「会話」「読む」「聞く」の分野に分かれ、習得水準に応じて、N1からN5までのレベルが認定されている。

日本に来てからの印象は、お年寄りが多いことと、そのお年寄りの多くの方がなんらかの仕事をしていることに驚いたこと。ベトナムや中国では60歳以上の人が働くことはほとんどないとのこと。多可町という田舎での生活だけにより一層そう思ったのかも知れない。



イ ベトナム監理団体社員との懇談

その後、二人から同じく多可町で技術指導をされていて、今は ベトナム監理団体社員となっている「グエン・タイ・サン」さんを紹介され、懇談することができた。

サンさんは 1984 年生まれ。「技術・人文・国際業務」資格で在留初来日以来 20 年たっている。初めは技能実習生として高校卒業とともに来日（大阪で勤務）。その後帰国してから専門学校で日本語を勉強し直し、ベトナムで日本語指導などを行った後、再度来日した。



監理団体・協同組合「優京」は京都が本社で 10 名の社員がいる。日本人 6 名とベトナム人 4 名。入社してから 2 年が経過し、現在ベトナム人の奥様と京都に住んでいる。

日本における協同組合「優京」の任務は実習生を企業側に送り込む「監理団体」で、

派遣された実習生のサポートに従事。実習生からの様々な相談に対応。100社以上の派遣先会社と連携。日本における派遣先は製造・建築が一番多い。技能実習2号、3号への試験対策指導も行っている。日本を選択するメリットは、ベトナムに比して給与が多く、実習生の多くはベトナムへの仕送りをしている。ベトナムの国自体が親日的で、日本も技能実習生に多くの期待をしている。技能実習生候補者の確保については、実習候補生の出身地域は、経済的に貧しい北部の人が多く。南部は比較的豊かな経済状況である。実習候補生の年代は19歳から30歳ぐらいで、企業によっては年齢希望を出してくるところもある。実習候補生の派遣先着任に至るまでの必要経費は、地域によって異なる。希望者が多い北部は経費も高くなっている。平均すると60万円ぐらいで、50万円から100万円までの幅がある。

iv 留学生の現状と課題

主な出身国（地域）別留学生数

（各年5月1日現在）

| No. | 国・地域 | 留学生数 | | 前年度比増減 | |
|-----|---------|---------|---------|----------|---------|
| | | 2020年 | 2019年 | 人数 | 増減率 |
| 1 | 中国 | 121,845 | 124,436 | △ 2,591 | △ 2.1% |
| 2 | ベトナム | 62,233 | 73,389 | △ 11,156 | △ 15.2% |
| 3 | ネパール | 24,002 | 26,308 | △ 2,306 | △ 8.8% |
| 4 | 韓国 | 15,785 | 18,338 | △ 2,553 | △ 13.9% |
| 5 | 台湾 | 7,088 | 9,584 | △ 2,496 | △ 26.0% |
| 6 | インドネシア | 6,199 | 6,756 | △ 557 | △ 8.2% |
| 7 | スリランカ | 5,238 | 7,240 | △ 2,002 | △ 27.7% |
| 8 | ミャンマー | 4,211 | 5,383 | △ 1,172 | △ 21.8% |
| 9 | バングラデシュ | 3,098 | 3,527 | △ 429 | △ 12.2% |
| 10 | モンゴル | 3,075 | 3,396 | △ 321 | △ 9.5% |
| - | その他 | 26,823 | 33,857 | △ 7,034 | △ 20.8% |
| | 合計 | 279,597 | 312,214 | △ 32,617 | △ 10.4% |

独立行政法人日本学生支援機構調査（2021年3月）

在留外国人留学生は、当初高等教育機関留学生が多かったが、2014年以降特に日本語教育機関に在籍する外国人留学生の増加率が大きくなった。国・地域別にみると、中国と韓国が減少傾向にあり、対照的にベトナムとネパールは急増している。その他には台湾・モンゴルはじめ、東南アジア、南アジアの留学生が増加傾向にある。

次に留学生10万人計画と30万人計画について述べる。10万人計画策定の頃（1983年中曽根内閣）は我が国が近隣アジア諸国を中心とする発展途上国に対して支援する考

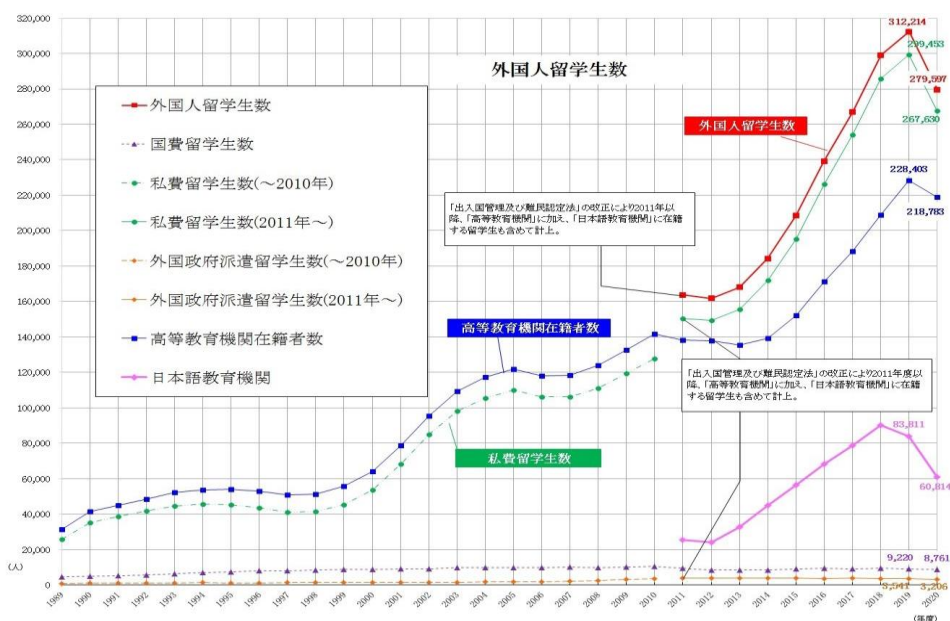
えに基づき留学生を受け入れた。留学生は帰国して日本と母国の架け橋として母国の発展に寄与していただくというのが基本的な考え方であった。それに比して、30 万人計画では、諸外国の成長を我が国に取り込み、我が国の発展への寄与も目的としている

しかしながら現実的には、まず2年程度日本語教育機関に所属し、その後高等教育機関を受験して、勉学を進めつつ、アルバイト等で生活費や国への仕送り資金を稼ぐことに苦勞する留学生が少なくない。

日本への留学を一層促進するために、独立行政法人日本学生支援機構は「日本留学の魅力」との冊子を作成し、次の4点をアピールしている。

- ア 世界最高レベルの科学技術・医療等を学ぶことができること
- イ 住みやすい環境、安心・安全なインフラが整備されていること
- ウ 「富士山」や「和食」等に代表される文化と文化遺産、「おもてなし」の心
- エ 宗教・思想の自由を保障する寛容な国であること

留学生数の推移(各年5月1日現在)



独立行政法人日本学生支援機構調査 (2021年3月)

「留学」資格所有者は、2020年12月現在28万1千人を数えている。留学生には1ヶ月28時間以内の就業(アルバイト)が認められているが、勉強中心の真面目で優秀な学生がいる一方で、在留資格の更新に苦慮する学生も多くなっている。



画像にある図書「コンビニ外国人」は、今回の研究のきっかけとなった図書である。かつては、多くのコンビニ外国人がわたしたちの周辺にも見られたが、今般の新型コロナ感染の影響を受けて、大幅に減少している。

v 介護関係者の現状と課題

高齢化が進む一方の日本で、切実な社会問題の一つが「介護」の問題である。団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年には、同高齢者は、250 万人の増加と見込まれている。また、それに伴い、介護従事者は 36 万人の不足となることが予想されている。他分野と同様、外国人に頼らざるを得ない状況になりつつあるといえる。2017 年 9 月、在留外国人の在留資格「介護」が創設されたが、言語の問題により、他の資格のように容易に取得することはできない。2020 年 12 月末現在の資格取得者は、まだ 1,714 人という低水準に留まっている。

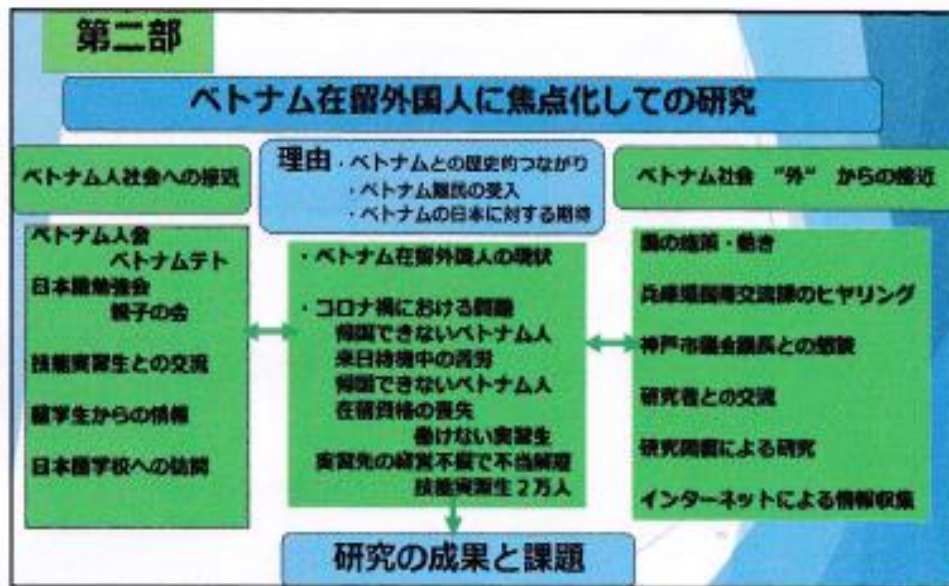
介護に関わる人材には、介護福祉士の資格が与えられる。ただし、3 年以上の実技と研修を終えて国家試験に合格することが求められている。介護福祉士の数の確保の観点から、現在は養成学校等の卒業生に暫定的に資格を与える特例措置も実施されている。また、その特例措置は、2026 年まで延長継続されている。養成学校卒業後介護実務への従事をすれば、5 年以内の国家試験の合格で資格の取得が可能となるのである。

今回はコロナ禍のために福祉施設を訪問することができず、実際に介護福祉士を施設に派遣している訪問介護ステーションのご紹介により介護福祉士をめざすベトナム女性と懇談した。彼女の現在置かれている立場や国家試験に臨む状況について話し合ったが、今後、こうした方々が介護福祉士資格を取れるよう支援していくことも大事だと考える。



「第二部」

わたしたちが研究を推進するにあたり、ただ漠然と在留外国人と括るのではなく、研究の目的と着地点をより鮮明にするために「ベトナム」という国に焦点化することとした。そして、ベトナムへの接近法として「ベトナム人社会“外”からの接近」と「ベトナム社会そのものへの接近」とを試みることにした。



4 在留ベトナム人に焦点化しての研究

i 在留ベトナム人に焦点化する理由

焦点化する理由の一つ目は、昨今、神戸市においてベトナム出身者が、急増していることである。2012年8月には、在留者は、1,549名であったのが、2021年7月には、7,962人と5倍以上にも増加している。韓国・朝鮮関係者や中国関係者が激減している中で、ベトナム出身者は今後ますます増加するものと思われる。二つ目の理由は神戸市とベトナムとの関係の深さにある。神戸市は、ベトナム大手のC.E.Oグループとベトナム人材の雇用、販路開拓など幅広い分野で、今後の両国の関係の深まりを想定し、連携協定を令和3年5月に締結している。こうした状況を踏まえ、当研究発表の対象を在留ベトナム人に焦点化し、進めていきたい。

ii 「ベトナム人社会“外”」からの接近

まず、「ベトナム人社会外からの接近」として国の動きを注視し、兵庫県の国際交流課のヒアリングや神戸市経済観光局海外ビジネスセンターの訪問、神戸市議会議長との懇談を通して兵庫県下や神戸市のベトナム在留外国人の状況や施策を把握した。また、ベトナム人労働問題に詳しい研究者ともお会いした。

ア 日本国としての動き

国の動きとしては、我々が研究を始めてからも、少なからず動きがあった。まず、前述のとおり、2019年4月1日より在留資格「特定技能」が創設された。これは、深刻な人手不足の状況に対応するため、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人を受け入れる制度である。在留期間が通算で上限5年までとなり、技能実習2号を良好に終了したものは試験免除ともなる。

イ 兵庫県の施策

兵庫県の動きを把握するため、同県庁国際交流課のヒアリングを試みた。対応していただいた同課藤原副課長から、「兵庫県内在留外国人数・市区別人員数」の資料をいただき、「国際交流の総合的推進について」及び、県内における先進的且つ特色ある取り組みをしている地域の説明を受けた。

準備資料1：兵庫県内在留外国人数・市区別人員数(平成27年~令和元年)

国別の増加状況ではベトナムからの在留者数が圧倒的に増えている。次いで、ネパール・インドネシア等が目立つ。

在留資格別では永住者関係を除くと、留学生と技能実習生が多い。

技能実習には働く場所によって1号イ、1号ロといった区別がある。

特定技能資格を取ると最大5年間在留できる。

準備資料2：国際交流の総合的推進について

県内の外国人留学生はここ数年増加傾向が目立つ。

国別では中国・ベトナム・韓国で約8割を占めている。また、ベトナム・中国からの留学生が大きく増加している。

技能実習生が団体や監理組合を通じて派遣されるので、生活面での支援もなされ地域との関係も指導がされているのに比べ、留学生の場合は把握しにくくゴミ出しルール等生活面での課題が多い。

コロナ禍における対応として「ひょうご多文化共生総合相談センター」等が相談窓口となっている。

留学生の大学等での実情や卒業後の進路等については、県として把握できない。

介護等について、兵庫県における在留外国人の介護福祉士資格取得者は現在のところ

いない。

現場で介護に関係している在留外国人は技能実習生である。

現場での情報を知りたい場合は福祉事務所との連絡を取るとよい。兵庫県外国人介護実習センターに「研究目的」であることを明示すればよい。

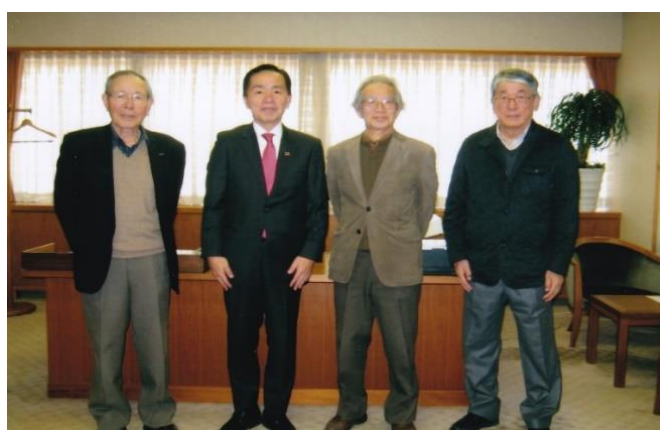
他の関係機関との連携として、研修等は具体的には「兵庫県国際交流協会」の「多文化共生社会づくり」が行っている事業が参考になる。公益法人「兵庫県国際交流協会」作成のパンフレットを資料としていただく。

兵庫県で先進的に在留外国人との共生問題に取り組んでいる地域として、北播磨管内の加東市・加西市を紹介いただく。他には特色ある取り組みとして南淡町の農業体験等の実践などが参考になるだろう。

ウ 神戸市における施策

神戸市の施策を知るために、2020年1月、経済観光局海外ビジネスセンターを訪問し、今井所長から冊子「神戸市の外国人就労の取り組み」をもとに解説いただくとともに、それらを具体化するために「多文化共生施策」としてどのような事業を行っているかについて説明があった。

また、同年12月には、当時の市議会壬生議長との懇談を実施した。壬生議長は、現在10年計画で2030年度を目途に目指しているSDGs（持続可能な開発目標）の取組が進行中であることを強調された。また、神戸市が世界に誇る住み心地の良さ、例えば、温暖な気候、仕事の安定、教育の満足度、世界に誇る最先端医療の充実などが世界的レベルにあること、またこうした神戸の良さを生かして、在留外国人はもとより「誰も置き去りにしない施策」に力を尽くしていきたいとの力説があった。



エ 研究者からの学び

まず、第一に挙げられる研究者としては、神戸大学大学院国際協力科齋藤善久准教授からの学びがある。

メディアで活躍されている齋藤准教授は、2021年1～2月当時は多忙を極められ、ようやく面談が実現したのは、3月初旬のことであった。以下、当日、准教授通訳のもと聴取できたことである。

- ・面談は、日本ベトナム友好協会兵庫県連で行われたが、同協会の常務理事も同席されていた。当方はあくまでも、面談による情報聴取と考えていたが、同協会内では、元ベトナム技能実習生の不法滞在の聴取が行われており、それに立ち会うこととなった。
- ・聴取した驚愕の出来事は次のとおりである。

該当元実習生（A君）は1999年ベトナム北部の寒村で生まれ、2018年8月技能実習生として来日、滋賀県内の工場で実習を開始した（就職）。理由は不明であるが、日本人の上司に殴られた。そのため、監理団体に報告したところ、さらに別の上司に殴られた。

A君は現金の所有少なく、健康保険もない。従って病気、怪我があっても受診することができない。A君の年齢23歳、本国の家族：父、母、弟一人。

A君は日本人に対する信用、信頼をなくし、2019年3月失踪した。大阪の友人宅に転がり込み、ホテルの清掃等のアルバイトで生活を続けた。2019年8月、失踪が災いし、ビザが無効となった。同年12月、外国人在留総合インフォメーションセンターに出頭するも、既に実習生の資格は失っており、同時に出国の機会も失っていた。その後NPO法人等を頼り、神戸に到着し、神戸ベトナム人会々長のオアンさんの下にたどり着いた。オアンさんは、日頃より親交のある日本ベトナム友好協会の常務理事に相談、さらに同理事は齋藤准教授に相談することとなった。齋藤准教授は、かかる案件の相談を頻繁に受けているようであるが、ご苦勞も多いとのことであった。

- ・准教授は、対応として、先ず以下のことを考えた。

出入国管理局で出国命令を受け、退去強制の処置を受ける。

退去強制（強制送還ではない）であっても、A君は在留特別許可を得ることが可能。期間は最長で90日間であり、アルバイトをし、帰国費用の捻出も可能となる。

しかしながら、実現は容易ではなさそうである。

まず、かかる状況で、出国を考えている在留者は、全国で4万人。A君の場合、失踪の前歴もあり、優先順位は低い。また、帰国のための航空券約20万円の費用も必要であり、帰国のためのハードルは高い。

- ・翌週、准教授又は常務理事が再度出入国管理局を訪れ、再挑戦することとなった。
- ・後日、7月になって、なんとか出国できたとの連絡が准教授よりあった。

また、この他の研究者としては、明治大学国際日本学部山脇啓造教授の講演を聞く機会に恵まれた。2020年2月に実施された兵庫県自治学会セミナー主催の講演会で「外国人労働者と地域社会～多文化共生の新時代に向けて～」と題して、国や地方自治体の取り組み、諸外国の取り組み状況について学ぶことが出来た。氏より紹介があった「多

文化共生の学校づくり～横浜市立いちょう小学校の挑戦～」や「新多文化共生の学校づくり～横浜市の挑戦～」などはその後の研究を進めるうえで大いに参考となった図書であった。

iii ベトナム人社会そのものへの接近

グループ員個々にはベトナム人との個人的接点はない。身の回りのベトナムとの接点となる集会や人とのつながりを大事にすることとした。

ア ベトナム・テトの見学

2020年1月25、26日神戸メリケンパークで開催された「ベトナム・テト2020」を見学した。ベトナム・テトは、年間を通じて最も重要な祝祭日で、旧暦でお祝いするため毎年日にちは変わる。神戸ハーバーランドに設置された屋外のテト会場には、数千人の在留ベトナム人及び関係者が集まりテト（旧正月）を祝った。中央舞台では、民族衣装での舞踊、歌謡が披露され、楽しい時間が持たれていた。遠く離れた故郷を思い出してのひと時であったかと推察された。



イ 神戸ベトナム人会ファミリーとの接触

テトで知り合ったベトナム人2世（ダットさん）を通じて、日本での暮らしの様子をお聞きした。

ダットさんはベトナム・テト 2020 の主催担当者であるが、神戸在住のベトナム人社会との接触を図る上での第一歩となった。両親の出身地はハノイで、ダットさんも年に一回位は帰国するとの説明もあった。年齢は満 24 歳とのこと。大学卒業後の就職活動は、大変だったようである。名前を言っただけで、最初から話にされなかったので通称名（日本名）を使うこともあった。今は仕事に就けてはいるが、パワハラを受けることがよくある。勤務先での社会保険は利用できており、医療機関の利用も問題ないとの話であった。神戸ベトナム人会では、会員（30 家族程度）同士の交流を図り、相談の場を作っている。最近では、ベトナムからの留学生の世話も多いとのことである。

ダットさんの母親（オアンさん）は、神戸ベトナム人会の会長であり、近隣の公立小中学校で、ベトナム人子弟の授業の手伝いをしている。御蔵小、大開小、長田中等ではほぼ毎日、日本語の苦手なベトナム人の手伝いをしている。また、本業は、ベトナム料理店の経営者であり、日本での生活の基盤は出来上がっているものと推定された。

ウ. 神戸ベトナム人会々長との懇談

ダットさんより紹介されたベトナム人会会長オアンさんとは、その後、親交を深めることができ、神戸でのベトナム人社会の様子のみならず、会長が来日された経緯等についても、お聴きすることができた。



彼女はベトナム戦争後の混乱期の 1993 年ボートピープルとしてエンジンのついていない木造船でベトナムを脱出し、1 か月ほどで香港に漂着。香港の難民キャンプで 4 年ほど過ごし、そこで知り合った男性と結婚し、夫婦と長男、生後 10 か月の娘と日本の姫路に到着した。当初は姫路定住促進センターで 4 か月過ごし日本語や日本の生活習慣などについて学習をした。その間に次男が誕生し、やがて神戸に移動し、新長田の靴工場で働くこととなった。日本に来てから一番困ったのは、やはり言葉であった。最初は何も分からず、非常に不安であった。

在留資格は未だに難民ということで無国籍のままである。今では神戸におけるベトナム人会会長として、多くの困窮するベトナム人の世話役をしている。そして、オアンさん同様の難民世代とその二世世代、最近では、日本でのベトナム勤労者及び留学生が増

加しているのです、同じ国の出身者として、出来る限り支援したいと考えているとのことであった。新たな在留ベトナム人世代との懸け橋として奮闘しておられる様子を伺うことが出来た。

エ ベトナム出身就業者との交流

新長田での「ベトナム親子の会」(勉強会)に出席した折、同席となったベトナム人2名との会話を試みた。2名とは、勉強会終了後、近隣喫茶店に誘い、談話した。



① フェンさん (20代後半、女性、独身)

4年前、ベトナム北部より来日し、日本語学校で日本語学習後、専門学校を卒業した。現在日本の食品会社で正社員として勤務している。日本においては「特定技能」の資格を有しており、5年間の滞在が可能である。日本語はかなりの熟練者である。結構難しい漢字も読めるし、日本の国内事情にも通じている。

この日の“授業”では、会社内での来客に対する接遇、あるいはセクハラがあった時の「かわし方」等のトレーニングもあったが、日本慣れしている当人は、問題なく対処していた。

食事は、自炊の機会は少なく、コンビニでお惣菜を買うことが多いようだ。ベトナム料理は、新長田周辺で材料の入手が可能とのことである。住居は、JR兵庫駅周辺の賃貸アパートに住んでいる。

来日の目的をお尋ねしたところ、「まず、高収入の仕事を求めたこと、また日本の文化に憧れがあったため」との回答があった。ベトナムで150万円ほど支払って来日を果たしたが、授業料、生活費は含まれていないため、毎月の生活に苦勞した。当初はアルバイトの毎日であった、との説明もあった。「現在は正社員として勤務しているため、処遇面での変動はない。日本の企業に感謝している。出来るだけ長く日本に住みたい」との説明が続いたが、全く理想的な在留ステップと言える。もちろん本人の対応能力も

秀でているといえよう。

② ザンさん (35 歳、男性、既婚)

2020 年にハノイの近隣都市より来日、本国では、機械関係の職種についていたため「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を所有し、前述のフエンさんと同様、5 年間の在留が可能である。

本国に、妻と子供 2 人を残し単身赴任をしているが、日本では、中小の機械メーカーに勤務している。本国の家族への送金が必要であり、贅沢な生活はできない。食事は、基本的には自炊であるが、日本食には大分慣れた。カレー、焼肉等が好きな料理である。

今の会社には、正社員として採用されているので、処遇面には困ることはないが、本国に残してきている家族を恋しく思っている。

現在、日本にいる外国人で困っているのは、留学生である。コロナの関係で、アルバイトの残業が出来ない。コンビニ勤務者はまだよいが、飲食店関係のアルバイト就業者は非常に困っている。そういった中から、犯罪に手を染める者も出てきている。

本国には、姉と弟が親の近隣に助け合って住んでいるが、彼らのためにも頑張らないといけないと思っている。住居は、フエンさん同様、JR 兵庫駅近くの賃貸アパートで暮らしているとのことであった。

オ 神戸ベトナム人会主催の「日本語教室」「親子の会」などの見学

神戸ベトナム人会会長オアンさん及びダットさんより、訪問を勧められたこともあり、飛び込みであったが、「親子の会」の勉強会の見学の機会を得た。



「親子の会」は、長田区二葉地域センターにて、毎月第 2、第 3、第 4 日曜日、午後 2 時より 2 時間の時間を取って、開催されている。目的は、ベトナム人子弟への母国語

及び日本語の習得を主としている。クラスは、3班に分かれて編成されているが、第1班は小学生を対象としてベトナム人教師よりベトナム語の授業を受ける。第2班は、中高校生以上対象の日本語習得クラスであり、日本語検定試験受験用の学習をする。第3班は、来日後間もない人を対象に基礎会話の学習が行われる。

各班7～8名の少数単位で授業が進められていた。運営スタッフは、神戸ベトナム人会のオアン会長が中心人物であるが、日本人の支援者も多く、行政書士の島本氏、ベトナム人を伴侶に持つ大石氏、神戸ベトナム友好協会の四方氏等も積極的に支援されているとのことであった。その後、かかる人たちとの親交を深め、在神戸ベトナム人社会の詳細を知ることができた。

カ 日本語学校への訪問

① 神戸外国語教育学院の訪問



2020年2月3日(水)14:00～15:00に神戸外国語教育学院3階学習室において、神戸外国語教育学院学生サポートの李玉光(留学生出身)さんと教務関係の小紫喜和子(学生指導)さんと懇談をした。

(以下神戸外国語教育学院側による説明)

学院の概要については、2009年開校、東京に姉妹校があり、国際文化産業株式会社が経営する民間の学校である。卒業生は1000名程度である。(現在の生徒数:約200名)校舎には学習用の教室がある。授業時間の1時間の単位時間は45分で、午前中に4時限、午後に4時限あり、それぞれにコースごとに学習をしている。修学期間は最大で2年間、その他に1年9か月、1年半、1年3か月のコースがある。

学習内容は初級(日常生活で必要最低限のコミュニケーション能力の育成)、中級(日本語能力試験N2レベルの力の育成)、上級(日本語能力試験N1レベルの力の育成)、進路指導(大学院、大学専門学校への進学希望者のサポート)等である。学費は、初年度全コース74万円、2年コースは次年度65万円必要である。

学生の9割はベトナムと中国の学生、他にネパール・スリランカ・バングラデシュ・ウズベキスタン・イラン・インドネシア等の学生が在学している。中国の学生は家からの仕送りで生活し、勉強にも打ち込み、大学・大学院等への進学をしている。その他の学生はアルバイトで生活費を確保し、国への仕送り等をしている。進学先も専門学校等が多い。学生のアルバイトの斡旋は行っていないが、学生は個人または友人の紹介でアルバイト先を見つけている。中国人は、基本的にはアルバイトをしない。勉強に集中している。中国で大学を卒業してから来日されるので、レベルは高い。

日本語能力試験最高N1獲得を目指しているが、平均するとN3～4程度となる。入学資格はN5以上で、12年以上の学校教育課程を修了した者である。学習についていくのが困難な学生もいるが、個別に指導したりして、脱落する学生はなく卒業している。学生のために学校周辺に学生寮（シェアハウス）を紹介したりして生活の支援をしている。彼らの在留資格は「留学」となる。

兵庫県だけで35の外語学校があるが、うち半数以上が神戸市内。この学校の規模は神戸市内で3番目である。スタッフは学習指導に当たる日本人スタッフと事務方の留学生卒業生スタッフがいる。事務方は学生への相談業務と共に日本語、中国語、英語、ベトナム語等の指導・対応も行っている。日本語指導スタッフは、420時間以上の日本語教育養成受講者で、日本語教育能力検定試験に合格した者である。

コロナ禍における学生の実態としては、学生確保が厳しいのは事実である。また、学生もアルバイト確保等に困難をきたしている。コロナによる協力金等は学生も給付されている。コロナでアルバイトの減った学生への支援も行っている。

対応してくださったお二人とも、丁寧に説明をしてくださった。話しにくいこともあったと思うが、最後まで親切な対応であった。学生たちは午後のコースの授業中で、時折事務室を訪ねてくる学生もいた。休憩時間には外で喫煙する学生もいた。入学式や卒業式は県民会館の大ホールで実施しているとのことで、多人数が一度に集まれる教室はなかった。見えた範囲の教室は20名程度が学習できる程度の広さで、静かにしかも集中して学習している様子が伺えた。

② 神戸東洋日本語学院の訪問



(以下、神戸東洋日本語学院による説明)

海外留学生は、スタートとしてまず、日本語を学習しその後、大学等に進学することになる。かかる日本語学校が、兵庫県内に 22 校、うち神戸市内に 15 校あるが、その中で規模的に一番大きいと言われるのが神戸東洋日本語学院である。学生数は、定員 400 名に対し、現在は約 300 名を割っている。感染症（コロナ）の影響が出ていると思われる。学生の出身地は、中国 8 割、ベトナム 1～2 割と両者でほぼ 100%を数える。

通常、4 月の入学で 2 年間在籍する。レベルは、N5 から始まり、更新が続く。成績優秀者は大学院をめざし、中には、東大、京大といった偏差値の高い学校へ進学する者もいる。

入学は、中国、ベトナム等の現地斡旋人を通して申し込みされる。学生の住居については最初の 6 ヶ月は学校の寮であるが、その後は自分で賃貸アパートを探している。一人又は二人の同部屋が多く、それ以上の多人数はないとのことであった。

アルバイトをしている学生はかなりいる。一番多い仕事はビルの清掃関係である。新型コロナウイルスについては、影響は極めて大きく、卒業しても帰国できない学生も多いが、日本の大学または大学院へ行く学生もいる。そうした学生は、ビザの発給は継続しており、問題なく日本に滞在できている。



以上、両校からわかることをまとめてみると、学生数は、前者が 200 名程度、後者が 300 名程度、いずれも、出身国は中国が 8～9 割、ベトナムが 1～2 割、在留資格は「留学」である。修学期間は 1 年 3 ヶ月から 2 年で、卒業後の進路は、私立大学、専門学校が主体であるが、優秀な学生は国公立大学や大学院に進んでいるとのことであった。

キ ベトナム寺への訪問

兵庫県下には 3 つの寺院があり、ベトナム寺「和楽寺（チュア・ホアラック）」は、姫路市に位置する大南寺と姉妹寺である。その他福圓寺もある。ベトナムは多民族国家で、宗教も多様であるが、政治、経済、社会の多数派を占めるキン(越)族の大半は仏教徒である。キン族の仏教は日本と同じ大乘仏教だが、ベトナムは古くから中国との関係が深かったため儒教や道教の教えの影響も強く受けている。

「和楽寺」は、2012 年に完成したものであるが、2 階の大部屋に本尊が祀られている。休日には多くのベトナム人が集まり読経と祈りを捧げている。本来は難民として日本に到着したベトナム人の心を癒す場であったが、現在の不況下では、在留ベトナム人の「駆け込み寺」的存在となっている。



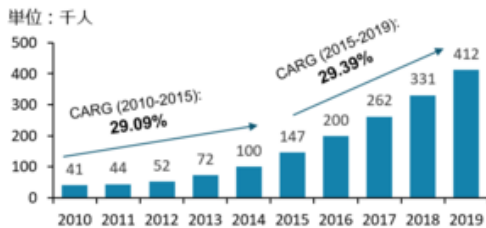
iv 在留ベトナム人の現状と課題

ここに「One Value 株式会社」の興味深い調査資料がある。そこには在留ベトナム人を対象とした「在日ベトナム人による生活・就労に関する現状と課題の意識の実態調査」アンケート結果が記されている（2021 年 12 月 14 日発信）。

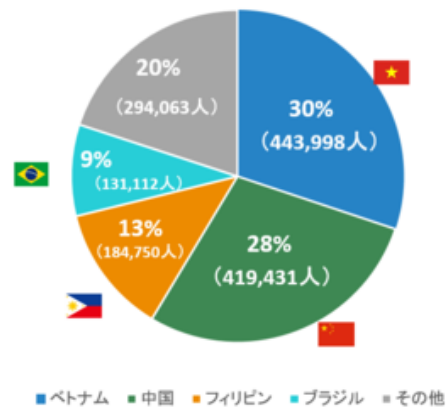
回答者は、ほとんどが女性で日本語能力の比較的高い 35 歳未満の方が多く、現在「技術・人文知識・国際業務」の在留資格や留学生が多くを占めている。

在日ベトナム人は最近10年間に於いて急成長しており、もっとも多い在日外国人の国籍上位の3位である。特に、ベトナム人労働者は日本で外国人労働者数の最大の割合を占めている

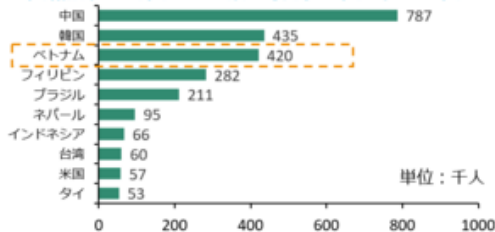
在日ベトナム人の成長動向（2010年～2019年）



国籍別外国人労働者数(2021年3月時点)



国籍別在日外国人の人数が最も多い国上位10か国



出所：日本入国管理局(2020年6月)のデータに基づき、ONE-VALUEが作成

在日ベトナム人の生活・勤務等上の実態調査報告書

© 2021. For more information, contact@onevalue.jp.

そこで日本における生活上の不安として明らかになったのは、「言葉の壁による日本人との交流機会の不足」である。これにより日本人とのコミュニティとは別にベトナム人のコミュニティが孤立形成されてしまうという状況が生み出され、社会から疎外された集団として貧困・犯罪の温床となる可能性があるということである。回答者は日本語能力が高いにもかかわらず、ベトナム人以外の友人関係を築くことが難しく、日本人との接触が困難であるとする人が多い。また、年金や税金等の行政手続きに課題を抱える人が多く、自分で行政手続きができない現状がある。この他、医療・通院に関する課題としては症状にあった最適な病院を探すことや病院において日本語のコミュニケーションが取れないことなどがあげられている。

我が国においてはベトナム人労働者の受け入れがこの10年間で急増している。国籍別労働者数ではベトナムは最も多い国であり、全体の約30%を占めている。一方で、在留ベトナム人の増加に伴い、在留ベトナム人の犯罪件数も増加しており社会問題となっている。この背景には在留ベトナム人の生活上の課題の存在があり、日本語理解の問題、日本の文化等の理解不足、行政の支援政策等の欠如や失業による貧困化のため事件を起こしてしまう要因があると考えられる。

今後、我が国がベトナム人を長期的に受け入れていくためには、ベトナム人への生活上の課題を解決する施策が急務となる。こうした課題を解決しない限り、将来的に日本は外国人材にとって「選ばれない国」となってしまう可能性がある。少子高齢化が確実に進行する我が国にとって、外国人材は欠かせないものとなっている。そのためにも、

日本が外国人にとって住みやすい国とならなければならない。

5 コロナ禍における在留外国人問題

先のアンケートの中で、新型コロナ感染拡大による影響として、収入は減ったが日本に留まることにしたとの回答が多かった。しかし、2020年2月頃から外国人技能実習生の受入が停止され始めた。その影響は計り知れないものがある。受け入れが決まっても入国できない技能実習生や実習先の経営不振で突然解雇されたり、実習期間が終わっても帰国できなかつたりする実習生もいる。

i 来日できない留学生や技能実習生

まず、コロナによって来日できない留学生や技能実習生の問題である。我が国では、留学生を受け入れる日本語学校の定員割れや大学等の入学希望者の減少という問題が発生している。技能実習生については、企業や地方の受け入れ施設の労働力不足という直接的な問題となっている。

またベトナムでは、いつ来日できるか不明な留学生や技能実習生は、ベトナムで正式な仕事に就けない、収入がほとんどない、来日の見通しが立たないといった問題に直面している。これは、前述の外国人労働者から「選ばれない国」へと進むこととなりかねない。

ii 帰国できない在留外国人

さらに、コロナによって帰国できなくなっている在留外国人が非常に増え、在留資格を失う学生もいる。また、仕事が確保できないために生活に困窮する留学生も少なくない。技能実習生においても、仕事の減少や最悪の場合不当解雇問題まで生じている。滞在期間が限られている技能実習生にとって、帰りたくとも帰れないというのは死活問題となる。2020年8月の朝日新聞によると帰れぬ技能実習生2万人と掲載されていた。実際には、「コロナ禍における困窮在留外国人関係省庁タスクフォース」によると、令和2年12月1日現在、解雇され、実習継続困難となった技能実習生、技能実習を修了したものの帰国が困難な元技能実習生、学校を卒業等したものの帰国が困難な留学生等は約4万6千人に上っていると報告している。在日ベトナム大使館によれば、令和2年12月現在で帰国を希望するベトナム人は2万人に上るとされている。

わたしたちが訪れた長田区のベトナム寺にも帰国できないために駆け込み寺として利用している若い方々が3名いた。福井からやってこられた方や大阪から人づてに頼っ

てきたという方たちである。

なお、政府はコロナ禍で解雇された技能実習生に対し転職を認める制度へと修正したが、実際には転職先は簡単に見つからず、国による研修制度にもかかわらず技能実習生を支援できていない状況がある。留学生の場合、28 時間という就労時間の確保が出来ないために学費が払えずに困窮している留学生が増えている状況である。さらに、入管収容施設から一時的に解放された「仮放免」状態の在留外国人増加は大きな社会問題となっている。



ベトナム寺「和楽寺」に避難していたベトナム技能実習生

ところで、2021 年 11 月 8 日から入国制限が大幅に緩和されることとなった。これによって、労働力として外国人頼みが続くコンビニや農家からは歓迎の声が上がっており、コロナ禍の課題も多少は解消の兆しが見えてきたと思われたが、新たなオミクロン株の発生により再度入国が制限されており、問題は何一つ解決していない状況が続いている。

iii コロナ禍で急増した失踪者

わたしたちは、ベトナム人の方々と接触すればするほど、様々な問題を知ることとなった。2017 年度法務省の調査による「賃金等の不払い」や労働関係法令違反に関する「不正行為」が高い割合を占める傾向は、現在も変わっていない。

しかし、コロナ禍で新たに急増した問題としては、失踪者や不法滞在者問題があげられる。失踪者についてはベトナム人が圧倒的に多く、最新の調査では、総数の 7 割に相当している。「なぜ失踪するのか」については、本人に問題がある場合、労働環境に問題がある場合、ベトナムの送り出し機関に問題がある場合、日本の監理団体に問題がある場合、技能実習制度そのものに問題がある場合等が考えられる。本人については始めから転職するつもりだったり、合法的に転職を望んでもそれが叶わなかったり、新しい職場に適応できなかったりすることがある。労働環境については、劣悪な環境で最低賃

金すら支給されなかったり、セクハラやパワハラ、暴力等に耐えられなくなったりすることがある。送り出し機関の問題としては多額の仲介料を徴収したり、入国後のサポートをしなかったり、根拠もなく日本に行けば〇〇万円稼げると吹聴したりして実習生を騙すことが行われている。事実 2021 年 6 月 18 日にはかかるベトナム団体から受け入れた実習生の失踪が特に多いとして受け入れ停止が適用された。監理団体については、送り出し機関とグルになって甘言を弄し十分なサポートを行わないこともある。制度そのものの問題としては、母国への国際貢献という技能実習制度の名目と実際に稼ぐために制度を利用するベトナム実習生との乖離から生じるものである。実習生の目的は、あくまでも出稼ぎであり国への送金である。

iv 在留外国人による犯罪増加

上記の失踪は犯罪行為に当たるが、それ以外にも近年在留ベトナム人による犯罪行為が社会問題化している。2020 年 10 月 26 日に群馬県太田市においてベトナム人 13 人グループが 2 軒の民家に隠れ住んでいるところが見つかった。失踪した元技能実習生に加え、留学生も含まれていた。彼らは入管難民法違反（不法残留）の他に、家宅捜査の結果、無許可で家畜を解体したり、冷凍された鶏が約 30 羽見つかったりした。太田市周辺では鶏や豚などの家畜の盗難事件が相次いでおり、被害は豚だけでも 1000 頭近くに上っていた。この事件はマスコミ等で派手に取り上げられ、その後ベトナム人による違法薬物の密輸容疑、違法に働く風俗関係者の摘発、違法賭博などが取り上げられることとなった。

大多数は真面目な在留ベトナム人であるにもかかわらず、このような犯罪が起こる背景としては、コロナ禍の影響も考えられるが、それ以上にベトナムの技能実習生や留学生が多く借金を抱えて来日している点を見逃せない。技能実習生の場合は思い描いていたことと現実のあまりに大きな違いに失望し失踪へと走ってしまったり、留学生の場合は勉強よりも出稼ぎが目的化している偽装留学生の場合、週 28 時間ではなかなか借金を返すことが出来ないばかりか学費すら捻出できなくなったりする。そこで、失踪扱いとなると手っ取り早く稼げる犯罪へと手を染めてしまう場合がある。しかも、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を通じて犯罪への誘いが溢れている。こうしたベトナム人と犯罪が結びつくという風評が広がると、ベトナム人差別が一層助長されることとなり、悪循環となる。

このような状況にあって我が国の対応として検討されるべきは、技能実習生や留学生のビザ申請に際し、書類の審査等をより厳格に実施しなければならない。また、ベトナムの送り出し機関や日本の監理団体等が確かにその機能を働かせているかの審査も厳格にしなければならない。そして、何よりも技能実習生や留学生を低賃金の外国人労働者として受け入れ続ける政策を再検討しなければならない。

犯罪への対策としては、ベトナムでは許される行為であっても日本では犯罪とみなされることがあることを啓発しなければならない。例えば、ハトやカルガモなど野生動物を捕獲することは犯罪となる。ベトナムでは特に法に触れることとされないことでも、日本では法に触れることがあることを知らさなければならない。実は、日本では何が犯罪かが分かっていないベトナム人も多いことを認識しなければならない。

v 行政の対応



一方で、我が国としては深刻な労働力不足、特に介護施設の人出不足による悲鳴、実習生への依存度の高い地方や被災地の苦しみも連日マスコミ等で報道されている。

こうした問題に対する行政からの対応として

一つ目に、帰国できない在留外国人への就労可能な在留資格の付与、いわゆるコロナ特例

二つ目は、アルバイト等の資格外活動の許可

三つ目に、元技能実習生等への就労先マッチング支援

四つ目として、生活困窮者への支援

五つ目は、情報発信の強化・徹底

六つ目は、犯罪防止

七つ目は、感染症対策の徹底

といった事柄が、コロナ以降とられているが、まだまだ在留外国人を支援するところまで至っていない。詳しくは第三部において述べることとする。



「第三部」

6 「在留外国人と共に生きる」ために

既に述べてきたように、2018年12月に改正入管法が成立し、新たな外国人労働者を受け入れるための在留資格「特定技能」が創設された。我が国としては、少子高齢化に伴う総人口の減少化はますます厳しくなることが明らかになってきた。当然、生産年齢人口は著しく減少し(1995年のピーク時は7,700万人だったのが、2065年には4,500万人と予測されている)、外国人労働者に頼らざるを得ない状況が生まれてきている。そのことは、当然そうした「外国人と共に生きていく社会をいかに作り出していくか」の課題を突き付けられることとなる。

こうした動きを受けて、総務省多文化共生の推進に関する研究会は、2006年に「地域における多文化共生」とは「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と提唱している。さらに、同年に総務省は「多文化共生推進プログラム」を発表し、「在留外国人と共に生きていく」ためには「①コミュニケーション支援、②生活支援、③多文化共生の地域づくり」という3本の柱を立てている。

以下、この柱に即して、兵庫県、神戸市の施策や方策を見ていきたい。

i コミュニケーション支援

研究をスタートさせた当初、ベトナム技能実習生の方々と懇談した際、まず言われたことは「ゆっくり、はっきりと、優しい日本語で」話してほしいということであった。来日以来3年を経過している技能実習生において「しかり」である。コミュニケーションをとるといふことの難しさは在留外国人にとっても日本人にとっても共通していることと言える。こうした状況にあって兵庫県と神戸市は次のような対応を取っている。

まず、兵庫県は、外国人児童生徒への教育支援に重点を置いている。そのために、子ども多文化共生サポーターを市町立学校への派遣を行い、2019年度には157校に派遣している。また、子ども多文化共生センターの設置・運営を行うとともに県立モデル高校での外国人特別枠を設けるなど実施している。また、外国人県民対象の日本語講座の開催やNPO・市町国際交流協会などの日本語教室・母語教室への支援を行っている。

神戸市においては、ゼロ初級者対象の日本語教室の実施がある。ここでは、従来にない日本語を話すことが出来ない外国人への専門日本語教師による学習プログラムが提供されている。また、地域ごとの日本語教室で継続して日本語が学習できるように支

援・助成が行われている。

ii 生活支援

在留外国人が安心して生活していける支援をしていくことも重要な課題である。

兵庫県における生活支援としては、外国人インフォメーションセンターの設置運営を行っている。1994 年度以来国際交流協会に運営委託し、11 か国言語で相談業務を実施している。また、災害時における外国人支援や医療機関における外国人患者の受入れ環境の整備等を行っている。

神戸市における生活支援としては、「こども日本語サポートひろば」を設置し、児童生徒の各学校への転入時の受入相談に応じたり、巡回日本語指導員の派遣を行ったりランゲージコーディネーターの設置をしたりしている。また、教育・保育施設・児童館等において多言語翻訳機の導入経費助成を行っている。さらに、外国人従業員等向け社宅（シェアハウス）として雇用企業が中古住宅を取得又は賃貸し、外国人従業員向けの社宅・寮としてリフォームする際の工事費を補助している。

iii 多文化共生の地域づくり

また、何よりも地域全体が在留外国人を受け入れる基盤づくりをしなければならない。

兵庫県における地域づくりとしては、1994 年より外国人県民会議を開催し、外国人県民が暮らしやすい環境を整備するために、行政と外国人団体がその取り組みについて協議を行っている。県知事もその会議に出席し、外国人支援施策の見直しや検討を行っている。

神戸市では、まず日本人との交流機会の充実を上げている。そのための国際交流フェスティバルの開催や神戸市多文化交流員の配置を行っている。また、神戸市を拠点とする「多言語センター F A C I L」の活動は言葉の壁を超える共生のモデルとして定着している。阪神淡路大震災の際に被災した外国人に救援・復旧の情報を多言語で伝え、今では病院での通訳などを通して外国人が暮らしやすい社会づくりに取り組んでいる。

iv 先進地域における実践事例

こうした兵庫県、神戸市における取り組みとともに、いち早く「共に生きるための取り組み」を推進してきた先進地域に学ぶことが多い。

21020 年 2 月 18 日に「兵庫自治学会セミナー」では、明治大学山脇教授より静岡県浜松市と東京都世田谷区及び広島県安芸高田市の実践を紹介された。その概要は以下のとおりである。

ア 静岡県浜松市の取り組み

まず、浜松市は2001年に「外国人集住都市会議」において「浜松宣言及び提言」を採択している。当時は、いわゆる南米系のニューカマーと呼ばれる外国人が増加し、ブラジル人の多い自治体で国際化のための施策が取られるようになっていた。その後、浜松市の取り組みは「浜松市多文化共生都市ビジョン」として示され、「相互の尊重のもと、創造と成長を続けるとともに築く多文化共生都市」を目指すこととなった。重点施策としては「(1)未来を担う子どもたちの教育、(2)安全・安心な暮らしのための防災、(3)多様性を生かしたまちづくり」の三つを上げ、それぞれ具体策を講じている。(1)としては、「子どもたちの国際感覚の涵養、外国にルーツを持つ子どもたちへの教育支援、学齢期を過ぎた若者のエンパワーメント」などがある。(2)としては、「防災のための体制づくり、地域の防災力の向上、多様な情報提供体制の整備」などがある。(3)としては、「外国人市民の文化・芸術活動の機会拡大、多様性を生かした交流の促進と文化の発信、誰もが能力を発揮できる環境づくり、多様性を生かした情報発信、グローバル人材を生かした産業振興」などがある。

イ 東京都世田谷区の取り組み

世田谷区は「男女共同参画」と「多文化共生」を並行して推進しているところに特色がある。「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」として整備されているところにも世田谷区の決意の強さが現れている。特に、多文化共生推進のための基本的施策として「(1)外国人・日本国籍を有する外国出身者等への情報の多言語化等によるコミュニケーション支援、(2)外国人等が安心して安全に暮らせるための生活支援、(3)外国人等との交流の促進等による多文化共生の地域づくりの促進、(4)外国人等の社会参画及び社会における活躍を推進するための支援、(5)国籍、民族等の異なる人々の文化的違いによる偏見又は不当な差別の解消」などである。この基本的施策をもとに「世田谷区多文化共生プラン」が行動計画として定められている。

ウ 広島県安芸高田市の取り組み

安芸高田市は、中国山地に囲まれ人口が3万人を割り込み、進行する高齢化や少子化による人口減に直面し、外国人の定住を促す政策を積極的に展開している地方都市である。同市は、移住者・定住者に魅力的なまちづくりをめざす「第2次安芸高田市多文化共生推進プランの体系」を策定している。プラン作りにかかわった明治大学国際日本学部の山脇啓造教授によると、「このプランは人口減少問題と多文化共生をリンクし、国籍や民族を問わず移住・定住を促進することを目標に掲げた全国初の試み」だという。

基本目標として、「1. 安心・安全に暮らし活躍できる地域づくり、2. 移住・定住したくなる魅力的な地域づくり」を掲げ、例えば子どもたちの学習支援施策として「①市内小中学校を対象とした多文化共生授業の開催②外国につながる子どもたちへの母語教育支援事業③外国人児童生徒に対する総合学力支援事業」といったように従来の施策にとらわれないユニークな事業が多いことに気づく。

v 必要なことは何か（「在留外国人と共に生きる」研究からの学び）

わたしたちの研究もコロナのために、様々な計画が足止めされた。しかし、これからもベトナム在留者への関わりを深め、「在留外国人と共に生きる」ために何が必要か、わたしたちに何が出来るかについて明らかにしていきたい。

まず、何が必要かについて、わたしたちは、「受け入れ側にとって」と「在留外国人にとって」必要なことの二つに絞ってまとめた。

ア 受け入れ側にとって必要なこと

受け入れ側にとっては、以下の6つのことを提案したい。

① 「郷にいれば郷に従え」という発想を捨てること

日本には「郷に入れば郷に従え」といったことわざがある。「新しい土地や新しい環境に入ったならば、そこでの習慣に従うべき」という意味だ。しかし、悪いことや自分の信条に合わないことまで受け入れなければならないのか。今日のグローバル時代においてはかなりずれているといえよう。今は選択肢がいくつもある時代である。また、日本人にとって当たり前のことでも、異なる習慣や文化を持つ外国人には当たり前でない場合もある。大切なことは、相手の生き方や心情を理解し、許容することであり、決して押し付けないことである。「郷に入れば郷に従え」という意識が前に出すぎると、文化的な多様性が社会の強みや楽しさではなく、排除すべき対象となりかねない。

② 「以心伝心」とか「察する」という意思疎通を図ることはしない。

日本では「以心伝心」「察する」という言葉があるように、こちらが言葉で明確に伝えるよりは、相手に自分の意をくみ取ってほしいと考える文化がある。しかし、外国人

と意思疎通をはかるときに、「以心伝心」とはいかない。「以心伝心」や「察する」という発想を捨てることから意思疎通を図らなければならない。



(困っている在留外国人への語り掛け)

③ 「共存」と「共生」とは違うことを認識すること

異なる文化を持つ人々とも同じ社会の一員として共生することと、一方的に自分たちの文化に従うことを求める「同化」は異なる。もちろん、外国人も守らなければならないルールがあるのは当然だ。「共生」とは文字通り「共に生きる」ということだ。そこには、異なる者同士がつながり、協力して生きていくという合意があるはずだ。一つの団地に日本人住民と外国人住民とが、大きなトラブルもなく暮らしているという意味でいえば、「共存」はしているかもしれない。だが、これは「共生」とは違うのである。

④ 在留外国人の生活様式や文化に対する理解とサポート

在留外国人と地域住民とのトラブルの多くが生活様式や文化の違いによっておこるものである。夜でも大騒ぎするとか、ゴミをきちんと出さないとか、挨拶をしてくれないとか、いずれも生活習慣の違いで起こることである。そうしたことに対しては、やはり相手に日本の国のルールを理解していただくよう努めるとともに、文字や言葉の理解が行き届くように多言語での対応をするなど、十分なサポートも必要である。また、互いの違いを知るためにも両者が出会って話し合ったり、一緒に体を動かしたりすることなどは効果的な方法といえよう。

⑤ 相手が理解できる話し方、速度、言葉の使い方を心掛けること

神戸ベトナム会会長のオアンさんは在日 30 年近くになるが、一番の壁は言葉であるといわれる。そのために、今でも小中学校で児童生徒のためにベトナム語のサポートをしているとのことだ。日本語力のかかなり高い留学生や実習生でも、相手の目を見て相手が理解できるようにゆっくり、優しい日本語で、話をするのが大切である。最初に出会った技能実習生に対して、わたしたちが日常的に使っている熟語を連続的に発して、

困った顔をされたことを思い出す。

⑥ 行政として、在留外国人にとって必要なサービス提供を行うこと

行政の施策については、既に述べたとおりであるので、ここで繰り返さない。ただ、安芸高田市の澤田市長の「住む動機が、例え最初はお金稼ぎであっても、ここは住みやすい街だからここで住みたい」と思われるように、日本人と同じレベルの行政サービスが必要であるとの言葉は傾聴しなければならない。

イ 在留外国人にとって必要なこと

次に、在留外国人にとっては、日本語教育と共に母国語教育を推進し、自国の文化に誇りを持つこと、日本で生活する上で必要となる生活情報を習得することといったことが大切となる。

先のオアンさんから学んだことであるが、日本語習得の難しさはいうまでもないが、ベトナム難民世代から二世世代へと進むにつれてベトナム離れへの不安が強まっているように思われる。それだけにベトナム語までもあやふやになりつつある世代への危機感も理解できる。正しい母国語を習得することにより、自国の文化への誇りや喜びもいや増すのではないだろうか。

また、新たに来日するベトナム在留者に対しても、自らのアイデンティティを確立して日本での生活を送るためにも日本語教育と共に母国語教育を推進し、自国の文化に誇りを持つことの大切さを訴えているのではないか。こうしたアイデンティティに立って、日本における生活を快適に過ごすための手立てを身に付けていかなければならない。

そして、「共生していく」ためには、何よりも交流が必要となる。行政や地域や団体が主催する交流の機会を活用することもあるだろうが、日ごろ触れ合う地域住民との声掛けができるようになることが一番肝要となろう。互いに開かれた関係が確立されることを願うばかりである。

おわりに

2019年の6月に研究グループが編成され、グループ名を「お話ファン」とした。当初5名いた研究同人の頭文字（オハナシフ）をとって命名したが、実は研究ということよりもまず集まって、「何でも気軽に話すことから始めよう」というグループであった。家族の話はもとより、健康のこと、各自の歩んできた道のり、その時々マスコミ等で話題になっていることなど、お喋りをする会でもあった。そんな中で、何をどのように

研究するかについて協議も重ねていった。7月には研究テーマを設定し、大きすぎるテーマに戸惑いを覚えつつも、意外と身近な存在である在留外国人に次第に心惹かれるようになっていった。

はじめは、共通理解を図るための読書ということで「コンビニ外国人」の読み合わせから入った。そのことを通して、在留外国人の諸問題が徐々にではあるが見えてきた。次のきっかけとなったのが、研究同人の知り合いであったモンゴルとカンボジアからの2名の在留の方と懇談をする機会が与えられたことである。彼女たちが、日本という異国にあっても前向きに、しかも力強く、真摯に生きている姿に感銘した。様々な苦勞を重ねつつも我が国を第二の母国として溶け込んでいた。

その後、わたしたちは在留外国人について、もっと知りたいとの思いをもって様々な箇所へ足を運んだ。各種の資料を手に入れた。関係書籍を購読し、日ごろの関連ニュースにも関心を寄せていった。

こうした1年ほどの活動を通して、わたしたちの「在留外国人とともに生きる」研究の方向付けが出来ていった。そんな矢先に2020年からコロナ禍となった。県内のみならず県外、諸外国へと足を伸ばそうとの思いは適うことなく、研究部会の集まりすら心もとなくなる始末だった。それでも、研究の焦点化を図るために「在留ベトナム人に特化した研究」という方向を定め、8月のグループ研究中間発表会の準備、12月の発表大会当日のポスター発表準備と進めていった。

2021年、コロナの影響が様々な世界に影響を及ぼしている中、多くの在留ベトナム人が困難な生活を強いられているという事実が明らかになってきた。特に、不法滞在となった一人の在留ベトナム青年を支援するために動く研究者との出会いは衝撃的なものであった。わたしたちの研究も、もっと在留ベトナムの方々とのつながりのあるものとして、ベトナムの方々の力になりたいとの思いを持ち、新長田の総合庁舎を研究部会の拠点として、周辺の在留ベトナムの方々との交流の糸を探った。そして、8月の中間発表会、11月の内部発表会、最後の12月研究発表会へと進んできた。各発表会ごとに学長はじめ院生の仲間からアドバイスをいただき、研究内容を見直すことが出来たことは望外な喜びであった。

最後に、わたしたちに何が出来るかについては、多くの在留ベトナムの方々との接する中で、彼らもわたしたち日本人との生の交流を期待していることを知ることができた。もっと身近な存在として彼らとともに歩んでいきたい。具体的には、まず日本語習得への支援をするということ、また、介護資格を取るために努力されているベトナムの方々への個別の対応を心掛け、国家試験に合格できるよう支援すること、さらに、様々な国から来日している方々の相談窓口としての活動を試みることなどを考えている。

わたしたちは、どのような環境にいても在留外国人がいる限り、共に生きるための実践を積み上げ、わたしたちが身をもって示すことにより、「さらに学んで次世代のために」なっていくものと信じている。なお、残された課題としては、今回の研究では日本

における移民政策には触れないようにしてきたが、避けて通れないことを痛感している。また、色々な方法で在留外国人との交流をしている研究者や日々「在留外国人と共に生きる」実践をされている個人やグループとの連携も深めていきたい。

★ 関連図書・資料

- ・著者芹澤健介「コンビニ外国人」新潮新書 2018
- ・著者後藤裕幸「外国人と共生するニッポン」カナリアコミュニケーションズ 2019
- ・著者室橋裕和「日本の異国」晶文社 2019
- ・著者大島 隆「芝浦団地に住んでます」明石書店 2019
- ・著者室橋祐和「ルポ コロナ禍の移民たち」明石書店 2021
- ・西日本新聞社「新移民時代～外国人労働者と共に生きる社会へ」明石書店 2017
- ・著者毛受敏弘「限界国家～人口減少で日本経済が迫られる最終選択～」朝日新聞出版 2017
- ・「多文化共生の学校づくり～横浜市立いちよう小学校の挑戦～」明石書店 2019
- ・著者山脇啓造新「多文化共生の学校づくり～横浜市の挑戦～」明石書店 2019
- ・「出入国管理及び難民認定法」(法務省)
- ・著者田中稲子「外国籍等の子どもの貧困問題にみる多文化共生への課題」論文 2018
- ・「日本留学の魅力」独立行政法人日本学生支援機構
- ・「神戸市とC.E.Oグループ(ベトナム)との連携協定締結」記者資料(2021年6月1日)
- ・「兵庫県内在留外国人数・市区別人員数(平成27年～令和元年)」兵庫県国際交流課
- ・「国際交流の総合的推進について」兵庫県国際交流課
- ・「多文化共生社会づくり」兵庫県国際交流協会
- ・「兵庫県国際交流協会・パンフレット」兵庫県国際交流協会
- ・「神戸市の外国人就労の取り組み」神戸市経済観光局海外ビジネスセンター
- ・「外国人労働者と地域社会～多文化共生の新時代に向けて～」
明治大学国際日本語学部教授山脇啓造講演資料(兵庫県自治学会セミナー) 2020
- ・「在日ベトナム人による生活・就労に関する現状と課題の意識の実施調査」ONE VALUE KK 2021
- ・「困窮した我が国に在留する外国人への緊急対応方針についての報告」
コロナ禍における困窮在留外国人対策関係省庁タスクフォース(2021年1月29日)
- ・「平成30年の不正行為について」出入国在留管理庁(2019年10月4日)
- ・「多文化共生推進プログラム」総務省
- ・著者荻野剛史「ベトナム難民の定住化プロセス」明石書店 2013
- ・「阪神淡路大震災におけるアジア系定住者の生活ネットワーク」神戸商科大学舟場研究室 1996
- ・著者吉沢 南「同時代史としてのベトナム戦争」有志社 2010
- ・著者殿岡昭郎「アメリカに見捨てられた国」創成社 1975
- ・著者イーアン・ストラッチャン「三十五人の箱舟」講壇社 1980



研究グループ「お話ファン」

